

家庭教育が成立するための条件とは何か —近代社会の中で集団としての家族を取り戻す必要性—

千葉 聡子*

What are the Conditions for Family Education?: The Need to Restore the Family as a Unit in Modern Society

Akiko CHIBA

要旨 家庭教育をめぐる議論は多様であり、例えばペアレントクラシーとして示される教育熱心な「教育する家族」が格差問題を牽引すると指摘される一方で、教育基本法の改正により家庭教育条項が新設されたことに見られるように、家族の教育責任が強調され、家庭が教育力を強めることが求められている。このように家族に期待される教育がとらえづらいつい現状について、本稿では、この家庭教育を検討する前提となる現在の家族の性格を理解するために、家族文化と家族法の観点から家族を観察した。その結果、家族の個人化の進行及び学校教育の拡大により、家族としての文化継承が難しい状況が生まれており、家族法も家族内の弱者の生活を守れない状況にあることを示した。この結果を受けて、家庭教育の成立の前提として、家族のもつ集団性を守ることの必要性を示した。

キーワード：家庭教育と学校 ペアレントクラシー 家庭の教育力低下言説 家族法 近代社会と集団としての家族

1. 家庭教育に関する二つの問題

(1) 業績主義社会とペアレントクラシー

明治期に誕生した近代社会の制度としての学校は、業績主義社会の実現を一つの目的とし、この価値の実現とともに、学校が選んだ文化を教育の中心に据えることを進めてきた。特に日本の学校は、教育の機会をすべての子どもに与えるために、そこからこぼれる子どもたちを掬いあげる仕組み作りに熱心に取り組み、その結果、業績主義社会、及び学校教育への信頼を獲得することに成功したといってよいだろう。そして多くの家族は、この価値と学校が選ぶ文化の伝達を学校と協力しながら行うことが機能的であると判断し、子どもに人生の成功につながるものとしての学力形成の意義

を伝え、同時に学校での生活に適応することを目標としたしつけを行ってきたと考えられる。つまり学校は、家族を巻き込み、学校的価値の下、学校主導の教育が展開される舞台を作り上げた。

しかし、最近の教育課題や子どもの養育に関する議論を振り返ってみると、改めて確認させられることの一つに、家族のもつ子どもへの影響力の大きさがある。学校誕生から140年近くが経過し、その間に家族は何代かの世代交代を経て、学校と家族の関係は新たな変化を見せている。家族が子どもに対して影響力をもつことは、家庭が子どもの生活の場であり、また親が親権者として子どもに対する責任もつことが明確に期待されている以上自明のことといえるが、学校が教育の舞台を占有することによって、学校や家族はまた別の問題に出会うことになった。

*ちば あきこ 文教大学教育学部教職課程

そのひとつに、ペアレントクラシーといわれる、学力形成に対する家族の経済力および文化資本の影響力の大きさへの注目がある。このペアレントクラシーは、公教育として展開される学校教育の根本的価値である平等性を家族が脅かすという意味で、問題性が指摘されている。

ペアレントクラシー (parentocracy) とは、イギリスの教育社会学者であるブラウンが提示した教育選抜のあり方である。ブラウンは、労働市場がその統制様式を非人格的な官僚制的パラダイムから人格化をコードとする柔軟なパラダイムに変化させていること、また教育の拡大による学歴インフレが進んだことにより、生計のための競争が激化した結果、このペアレントクラシーは生じたとしている。ブラウンはペアレントクラシーについて、「戦後、契約のルールは、業績主義（メリトクラシー）のイデオロギーと『総合的な』教育の導入に基づいていたのに対し、現在は『市場』原理と『ペアレントクラシーのイデオロギー』と呼ばれているものに基づいている。結果として、教育的選抜は、生徒の個別の能力と努力よりもむしろ、ますます親の財産と願望に基づくようになっていく。ここで、方程式『能力+努力=業績』という方程式は、『資源+嗜好=選抜』という形に再定式化されたのである」(Brown 1997 = 2005:615) と述べている。

また、教育社会学者の耳塚寛明は日本の状況について、2003年に実施した調査データをもとに、

親の富（学校外教育費支出、世帯所得）と願望（学歴期待）が子どもの学力を規定しているという意味で、日本社会もまたペアレントクラシーへの道を歩んでいると推測できる。「富+願望=選抜」ではなく「富+願望=学力」であることにより、業績主義の衣をまとった不平等には正当化の契機が内包されている。（中略）ペアレントクラシーは、平等な競争という前提が保証されない社会であるがゆえに、機会を均等にするだけでは問題は解決し

ない。一見能力と努力の帰結であるかのように業績主義の衣をまとった学力の背後に、不平等の本質を見なければならぬ。（耳塚 2007:33-4）

と述べている。

そして耳塚は、ペアレントクラシー社会で生じる学力格差は、もはや教育問題ではなく、社会構造自体に由来する問題であるとし、学校教育への資源の投入、私立学校と公立学校という教育構造がもたらす課題への注目、そして学校と教員の課題として家庭学習指導を含む「ていねいな底上げ」指導の必要を指摘している（耳塚 2007:34）。

ペアレントクラシーとは、「何ができるか」という能力や業績を重視して個人を評価し、その評価が職業等を決定する際に大きな意味をもつ業績主義社会を前提としながらも、能力獲得としての学校での学力形成に際し、生まれ落ちた家族の経済力や文化的環境が意味を持つことを示している。業績主義とは相反する属性主義の要素が学力形成に入り込むことにより、学校が担保するものが求められる平等性が失われるという問題が生じるのである。

しかし、このペアレントクラシーを実践する教育熱心な家族、「教育する家族」を我々は否定することはできない。なぜなら、彼らは学校教育を信頼し、学校経由の成功を求めているのであり、あくまでこの行動は業績主義社会の枠内のものであるからだ。またこの家族が行っていることの中核は、教育そのものではなく、選択とその結果の資本の投下にある。従って耳塚が指摘するように、ペアレントクラシーによって生み出される学力格差、経済格差を、単純な教育課題とすることは難しい。しかし、学校が大切な価値としていた平等に挑戦する家族がそこにいるのも事実であり、家族の自由な選択に、社会は問題性を見出さざるを得ない。また、現在、家庭の教育費支出が学校教育の水準維持の一翼を担っていることも事実である。経済成長の鈍化と少子高齢社会の進む中で、

家庭の影響力を否定するばかりでは教育は立ち行かないところに来ている。教育を教育の世界だけでとらえることの難しさを示す状況といえよう。

(2) 家庭の教育力低下言説と教育基本法第10条

次にもう一つ、いわゆる家族が充分なしつけを行っていないという「家庭の教育力低下」言説への注目がある。ペアレントクラシーが教育熱心な家族に焦点を当てた議論であったのに対し、家庭の教育力低下言説は、文字通り教育が十分になされていないという指摘である。広田は、この言説は教育する家族が増加したことによって生じたもので、長期のスパンで見た場合、家庭教育が十分に行われていないとは言えないとするが（広田1999）、児童虐待の認知件数の増加、モンスターペアレントという言葉の流通や学校に朝食指導を求める現状、また児童の貧困率という新たな指標の提示など、子どもの生活環境がもたらす問題も含めて、家庭環境や家庭教育には厳しい目が向けられているのも事実であろう。こうした中、その制定から約60年を経た2006年、教育基本法は初めて改正され¹⁾、その改正に際し新たに第10条として家庭教育に関する条項が加わった²⁾。

改正の理由について、2006年の衆議院「教育基本法に関する特別委員会」にて安倍内閣総理大臣（当時）は以下のように答えているが、この答弁から、教育基本法改正の理由のひとつに、明らかに「家庭の教育力低下」という認識があったことがわかる。

しかし、この60年間、（略）大きな変化がございました。科学技術が発展する、あるいは少子高齢化が進んでいく中であって、地域あるいは家庭における教育力が低下しているのも事実であります。その中で、モラルが低下をしていく、あるいはまた学ぶ意欲が低下をしているという指摘があるのも事実でございます。

特に、その中で、これはもう何回か私もこ

の場で官房長官時代に答弁をしたのですが、いざ損得を超えるいろいろな価値について、子供たちがよく認識をし、その尊さを理解することも大切ではないか。公の精神、あるいは家庭の教育における重要性または責任、地域とのつながり、こうしたものを踏まえて、やはり新しくつけ加えるべき価値、あるいはこの姿勢というものを、むしろこの21世紀にふさわしい教育基本法をしっかりとつくっていく、このことが重要ではないか、このように思うわけでございます。（教育基本法研究会 2007:5）

改正の結果、教育基本法第10条の家庭教育の条項には、父母等保護者は子の教育について第一義的責任を有することが記され、家庭教育の内容についても「生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」と明記された。

この家庭教育の条項の新設について、当時文部科学大臣であった小坂憲次氏は、

家庭教育はすべての教育の出発でありまして、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心や自律心などを育成する上で大変重要な役割を担っているわけでありまして、改正法案の第10条におきまして、父母その他の保護者は、子の教育について第一義的な責任を有することを明確にし、家庭教育の役割について規定するとともに、国や地方公共団体による家庭教育の支援について規定をいたしております。（教育基本法研究会 2007:134-5）

と述べており、安倍首相（当時）の発言と合わせて、家族が子どもの教育に対してもつ責任は既知の事実であるが、それを明記しなければいけない現状がある、という新設理由を読み取ることができる。

確かに、保護者が子の育成について第一義的責任を有するという記述は、すでに「児童の権利に関する条約」、「次世代育成支援対策推進法」などに見られ、教育基本法における記述はすでに示されたものを再提示したものとも言えるが³⁾、逆に言えば、改めて教育の根本法に家族の教育における責任を明記する必要があると判断されたことは、「家庭の教育力低下」という言説が成立しうるものとして現状を認識することになる。

さて、ここに提示した二つの家庭教育に関する事象は、家族の現在の教育に対する力の大きさや重要性を示すものといえるが、逆に、学校教育の拡大によって生じた学校への教育依存の状態がもたらした結果と見ることもできる。しかしペアレントクラシーにおける家族は、学校教育が子どもの将来にもたらす効果を信じ、学校で行われる教育内容の習得に価値を置く学校に適応的な家族であり、ここに学校教育の大きさを読み取ることができるが、家庭の教育力低下では、学校教育に期待するものとは異なった、家族独自の教育としての家庭教育を求めるものであり、学校だけで教育がなされるものではないという認識を確認することになる。さらに、ペアレントクラシーとは、「教育熱心な家族」がもたらす自由な選択によって生まれた教育の過剰問題ともとらえることができ、その先に学校が平等を守れないという問題が出現するが、家庭の教育力の低下言説はその言葉の通り、教育の不足を問題としている。社会の側から見れば、ペアレントクラシーも教育力の低下も、学校教育としての公教育が平等を前提に効果的に機能していくために、家庭教育という私教育がもつべき自由をどのようにコントロールしていくかという課題にも見える。いずれにしろ、この二つの問題から家庭教育に求められていることをとらえようとしても困難である。

このように、家庭教育に対する問題意識は明確に社会に存在しているわけだが、家庭教育は簡単に把握することができない。その結果、教育に対し家族はどのような立場を取ることが社会から求

められているのか、家族は教育する力の発揮を自由に行うべきなのか、あるいは規制されるべきなのか、学校教育との関係を家族はどのように作っていくべきなのかなど、学校や社会も家族に対する向き合い方を打ち出すことができないように思われる。このような状態を、教育は多様なものであり家族もまた多様化しているとして終わらせることもできるが、ペアレントクラシーという言葉や家庭の教育力低下という言葉が示そうとしている教育問題は明らかに存在している。学校教育が巨大化し教育という舞台の中心に学校が存在していることを否定できない現状で、しかし、多様な顔を持つ家族は、なかなか把握できないものとして教育へ影響を及ぼしている。

また、上記に示した二つに事象は、教育の重要性、あるいは学校教育の重要性を示すだけで、家族が伝達しようとするものとしての家庭教育の内容については示してくれていない。ペアレントクラシーでの家族の役割は、教育の選択とそのための経済資本の投下であり（あるいは資本投下が有効に働くための教育の選択という言うべきかもしれない）、家族が独自の教育を行っていることとはできない。また、教育基本法の第10条には家庭教育の内容が書かれているが、それは行うことが求められている価値としてとらえられているものすぎない。家庭教育の中身が見えないことは、すなわち家族が見えないということでもある。

そこで本稿では、家庭教育についての議論を行う前提となる、家族の内部についての観察を行っていく。観察と書いたが、ここで行う観察は実証研究としての観察ではない。家族が近代社会の仕組みの中で現在どのような状態にならざるを得ないのか、家族の文化と法の観点から、見えづらい家族を何とか観察しようとするものである。その結果、家族が独自におこなうべき教育というものを見出すことができるのか。少なくとも、なぜ見えづらいのかについて何かを得ていきたい。

2. 家族の文化伝達と集団としての家族

(1) 家族による文化伝達は行われているのか

ここでまず、社会学者である盛山和夫が家族を「継承」という点からとらえようとした論文をもとに、家族の文化伝達について考えていこう。教育とは次世代に何かを伝達することであると考えれば、「継承」という視点から家族をとらえることから得るものは多いはずである。

まず盛山はこの論文で、そもそも子どもの数が減っていることから「継承という現象が起こる最低限の確率が、今日の日本は非常に低い状況にある」（盛山 1998:207）としたうえで、「家族」が行う継承を「家」との比較でとらえていく。

その原型を平安後期の貴族・公家にみる家は、その後公家の世界だけでなく、武士が家的組織を形成し、さらに江戸時代に入ると商家や農家にまで広がり、広く日本の一般的な集団のあり方として確立する。この家とは一種の組織であり、超世代的・超個人的に存続するものである。系譜、系図といったその家を構成してきた諸個人の流れがそこに存在し、また、家産、家業、家職といった付属物が存在していて、その付属物が世代を超えて継承されていくものであった。これに対して、現在我々が日常的に理解している家族は、新しい結婚が行われ、新しい生命が生まれて新しい家族ができていくという、同時代的な生活共同体であることを基本的条件としている（盛山 1998:209-10）。

盛山は、家族の変化をまず指摘するが、家族社会学者である野々山久也は変化の結果として、現在の家族を次のようにとらえる。野々山は「戦前から戦後をとおして直系制家族から夫婦制家族へと変動してきたわが国の家族がその夫婦制家族から、また新たな合意制家族へと変動してきているという解説である。合意制家族の時代は、各自が任意な生活嗜好にもとづいて主体的に思い思いの家族を形成していく時代である。それは家族ライフスタイルの時代でもあり、それだけに家族の多様化の時代でもある」（野々山 2007:263）と述べ、

現在の家族が個人の選択を重く見る個人化の様相を呈していると述べている。

この家族のライフスタイルの決定に際しては、家族成員各自の生活選好が表出され、交渉や駆け引きといったプロセスを経ながらの合意形成が必要となる。この合意形成のプロセスで目標とされるのは、家族員各自の多様な選好と自由な選択を最大限保障することであり、ここに家族の個人化の進展を見ることができるのである。この個人化の進展は、家族成員が共有する社会規範の弱まり、より正確には規範的拘束性と集団的拘束性の弱まりをみせるが、人格的拘束性は強まるのである（春日井 2009:248-9）。

家族の変化の方向に関連して、さらに補足をすると、法学者の利谷信義は現行の家族法の特徴から家族について以下のように述べている。

1947年に制定され、翌年から施行された現行家族法は、戸主権と家督相続を骨格とする明治民法の「家」制度を廃止し、日本国憲法に規定された個人の尊厳と男女平等の原則を家族関係において実現しようしました。（中略）明治民法が「家」という団体を中心として家族法を構成したのに対し、現行家族法は、親族、夫婦、親子の「関係」を基本とし、家族という「団体」を積極的に規定してはいません。（中略）現行戸籍法は、現代家族法の背後にある家族像を、同氏夫婦と同氏の子という編製原理として構築し、三世代の戸籍を否定しました。したがって、結婚した夫婦は独立の戸籍を持つことになります。（中略）ここで特に注目されるのは、性別に対して少数の例外を除き徹底して中立的な立場をとっていること、「家」制度に対する警戒心からか、親族、夫婦、親子の関係を規定するにとどめ、集団としての家族を法の表面から捨象したことです。そのため、現行家族法には家族という言葉すらも登場しませんでした。こうして現行家族法は、当時の日本社会の現実よりも

はるかに進んだものとなったのです。(利谷 2006:5-7)

現在の家族が主体的な選択の結果、自由と選択を重視し集団性の側面を弱め個人化の方向に進んでいること、また法的にも同じく家族の集団性を捨象する方向の規制を加えていることが確認できた。この確認の上で、盛山の議論に戻ろう。

盛山は、家にはあるものであった家産や家業については、現在、家産に対応する家族としての財産は基本的に存在せず、すべて個人財産に分解され、継承すべき物的な基盤が現在の家族には欠けていると述べる。この点は先の利谷の指摘の繰り返しであるが、さらに、家産を受け継ぐ家職・家業としての「家の職業」も、その代表である農業人口の減少にみられるように、高度成長期を通じて衰退が進行していった。さらに意識の面では、見合い結婚から恋愛結婚に移行している結婚の在り方の変化は、家意識、家という観念の衰退をシンボリックに表現する現象として表れているとする(盛山 1998:210-8)。

これらのことから盛山は、「家族としての何かが継承されることは非常に難しい状況にあると考えなければならない。実際、近代社会とは継承というファクターを最小化する社会であるとも言えるだろう」(盛山 1998:220)と現在の家族の継承の特徴について述べている。

(2) 日本における文化資本の意味

さらに盛山は、家族の継承という点から、家族の文化継承がもたらす課題としての文化的再生産、文化資本についても検討している。文化的再生産とは、「物的な面での特権が経済価値に還元しえない文化価値にかかわる文化的能力にいったん姿を変え、それが不平等なかたちで再生産され、学歴を介して文化的能力が社会的地位に移し換えられ、社会的不平等の構造が再生産される」(秋永 1986a:773)ことをいい、文化資本とは「文化のコードを解読する文化的能力が文化的財と結合

し、学歴を介して富や権力を伴う社会的地位に転換される過程」(秋永 1986b:770)ということであるが、我が国でも、家庭の文化的環境と学力との関連性が指摘されており、ペアレントクラシーの根拠を示すデータとしてもこの二者の関係が持ち出される。

しかし盛山は、日本における文化資本について、

学歴が同じであったり、「親と同じ職業に就く」という現象があると、その背後に文化資本があるだろうと推測する、そういう類のものである。(中略)ブルデューの文化資本のなかには、言語能力とか、伝統的な高尚な芸術を鑑賞する能力というものがあるが、日本の大学入試、とくに東京大学の大学入試などをみても、言語能力は一般的に国語とか英語では必要であるが、もってまわった言い方とかレトリカルな表現をうまく使いこなすとか、とくにフランス・アカデミズムにみられるような能力はまったく必要ないと言っている。家庭環境がどんなに文化的に貧しくとも小学校以降の学校教育で育まれる通常能力で受験して入ることができる。(中略)さらに文化資本の再生産という概念は、子どもが親と同様の階級的地位を獲得することによって文化的な家庭環境が次の世代の家族にも引き継がれることを意味しているが、後で述べるように今日の日本でこれはむしろ決して容易なことではない。(盛山 1998:224-5)

と述べる。上の引用の後半部については、排他的再生産率という点からみれば、排他的再生産率が高いのは、文化的再生産論が主張するような学歴が果たす役割がむしろ非常に少ないと考えられる農業や自営ホワイト層という自営的な層であり、文化的再生産論が日本では成立しないのではないかと述べている(盛山 1998:225-7)。

確かにペアレントクラシーの議論にあるように、家族の経済資本と文化資本が子どもの学力形

成に影響を与えていることが実証的に明らかになっている。しかし、実証研究で学力形成に意味があるとして質問される家族の文化とは、具体的には「本（雑誌や漫画を除く）を読む」、「クラシック音楽のコンサートへ行く」、「美術館や美術の展覧会へ行く」と問われるもので、明らかに学校教育の延長線にある文化であり、盛山の議論で問われている、家族独自の文化を問う質問とは言い切れない。

日本の近代的学校教育制度の出発時の特徴からすれば、現在問題とされる家庭の文化資本とは、明治以降の近代化とともに歩んできた近代的学校教育を經由して蓄積されたものであり、ヨーロッパで展開される、階級社会が生み出した家族文化が学歴と結びつくという再生産論で問題とされる文化資本とは、その文化内容の点で性質を異にすると言ってよいだろう。いわば、現在文化資本を持つと考えられる家族は、明治以降の近代化の中で生まれた学校教育の申し子である。従って、家庭の文化資本とは、家庭に蓄積された文化ではあるが、学歴形成との関係で問題とされる文化であり、家族の生活実態の中から生まれてきた独自の文化というよりは、近代的学校教育が誕生して140年間を経て家族に蓄積された純粋な学校文化であるということができるのではないか。従ってそこで再生産されるものは当然学歴であり、そのことは誰もがわかっていることである。わかっていて家族は子どもを美術館に連れていくのである。従ってこの文化とは、今、我々が家庭教育に求めている「何か」とは異なるものである。学力形成に家族の文化が影響することを否定するものではないか、家庭教育の内容をここから見出すことはできない。

つまり、日本における文化的再生産論やペアレントクラシーの議論からとらえられる日本社会の一つの特徴は、学校教育が教育の中心にあり、家族の文化にも学校が入り込んできているということであろう。従って、家庭教育において問題とすべきことは、家族によって継承されるものが明

確でないという家庭文化の喪失状態ということになる。現在の家族は、集団性を捨象し家族を一代限りとする現行家族法を土台に、家族員が自由と選択を重要な価値とする中で、家庭教育として伝達すべきものとしての家族独自の文化を見出せないでいる。

このような現象は、繰り返されるが、家族が一代限りであること、また家族の個人化の進展と関係していることが考えられるが、それだけでなく、学校教育における業績主義の徹底によってもたらされたものともいえよう。属性主義社会から業績主義社会への移行という近代化の命題を実現するにあたって、学校は大きな役割を果たしていた。学校は、個人の努力、能力、業績によって社会的地位が決まる社会、また社会に出る際には学歴が意味をもつ社会を作り上げてきたが、学歴の取得においては、出身階層にかかわらず、すべての者が平等かつ自由に学歴取得競争に参加することが求められる。この点について、1970年代後半に日本の学校教育を観察したカミングスは、日本の学校が平等を追及した結果、社会を平等化したとして、当時の日本の教育の優秀性を平等性の実現にみている（Cummings 1980=1981）。このカミングスがみた教育の平等性は、出身階層からの切り離しによって実現されるものであり、家族法が求めた一代限りの家族と、学校教育の理想的な発達の結果がもたらしてものとみることもできる。

さて、盛山はこのような現状を踏まえて、

今日の日本の家族において、ものの見方、世界についての考え方、価値観、政治的態度、芸術的な好み、話し方や立ち居振る舞いなど、文化の基本的な諸側面における家庭の中での継承ということに成功している家族は一体どのくらいあるのだろうか。むしろ継承されるべき家庭文化そのものがはっきりしていないという傾向の方が強いのではないだろうか。これは、高度成長期に始まる日本社会の文化

的な面での大変動が基盤にあるのだが、今日の日本の家族にとっては、継承すべき家庭文化を新しくどのように形成していくかということの方が重要な課題となっていると思われる。(盛山 1998:229-30)

と論文を締めくくっている。学校はその力を十分に発揮し、学校が理想とする社会を形成したといえるが、その結果、家族が失ったものがある。また学校は現在、その家族によって、学校の理想の継続に困難を感じ始めているのである。

さてこれまで検討してきたように、家族が行う教育については、複数の課題を発見することはできても、複数の課題の全体像をつかむことがむずかしい。また、家族と学校の関係から見えてくるものも多様である。この状況について、盛山は、近代社会は家族の団体性、集団性を否定する方向で動き、その結果、継承すべき文化を家族は失ったという仮説を提示していると考えよう。

そこで、家族の文化を検討するために、家族が団体性、集団性を備えることの意義についてここから考えていきたい。以下では、法学者の水野紀子の主張する現行民法において家族を集団としてとらえることの必要性に注目して論を進めていく。

3. 集団として家族をとらえることの意味

(1) 家族法の弱点

盛山も述べているように、現行民法は個人の個人に対する権利義務関係を規定しているだけで、団体としての家族を設定していないが、水野は家族を団体としてみることにについて次のように述べている。

かつて明治民法の定める家督相続制度が戸主権の強化と家族員の従属に寄与したのは、働いて賃金を得ることが難しかった時代、つまり各人がその生存を財産に依存する時代であったからで、家産を獲得した者がそれに依存する家族メンバーに対して権力をもつという相続法が家族団体の秩序

を規律するものとして力をもった。しかし、家産と家産による事業に家族員の生存がかかるような時代ではなくなると、働いて賃金を得ることができる成人は家族団体から離脱してもその生存が危うくなるわけではないから、家族団体の拘束性は薄れる。また、明治民法の「家」制度の重さゆえ、現在、団体としての家を考えるとき、家族の拘束性に対して警戒的になることも考えられる(水野 1998:73)。

盛山の指摘と同じく、現在の社会は家族が団体として存在する必要性が薄れた社会であり、以前の、家族に依存しなければ生活できない状態から、多くの個人が個人として自立した生き方を選択できる時代になったと水野は述べる。これは近代社会が目指していたところである。しかし水野はさらに以下のように述べる。

嫡出家族についても実際にどのような家族生活を送るかという側面について民法は謙抑的でなければならない。また、嫡出家族という繭を作らずに、つまり嫡出家族として法に権利義務を課される拘束を好まずに子育てをする家庭を作りたいという者の自由は束縛されるものではないし、とりわけその育ちかたゆえに子を差別してはならない。しかし民法において家族間の関係を規律する、とりわけ紛争時に弱者が保護されるように権利義務の関係を規定することの必要性は、否定されるものではなからう。(水野 1998:76)

すなわち、水野は現代の社会においても家族に依存しなければ生きていくことができない者が存在し、その保護の必要性があるというのだ。そして、「ある人間集団を法的な効果の対象とするためには、その集団の外延を画することが必須となる」(水野 2014:110)とし、現行民法において家族間の紛争において弱者が守られていないことに対する問題意識と、弱者を守るために家族の権利義務の関係を規定する必要性から、家族を団体と

してみることの意義を示していく。

ではなぜ、現行家族法において弱者は守られないのだろうか。

先に利谷が述べた現行家族法の特徴について触れたが、利谷は制定当初の現行家族法は形式的には最先端をいくものであり、当時の日本社会の現実よりもはるかに進んだものであったことから、これを現行家族法の先取り性と呼んでいる。この先取り性の中身とは、「近代家族の持つ家父長的な性格を除去すること、少なくとも個人の尊厳と男女平等の原則に積極的に抵触しないようにする」(利谷 2006:7) とうことであった。

これに加えて、利谷はもう一つ特性をあげており、それが、家庭裁判所の後見的機能を前提として多くの事柄を当事者に委ねるという「白紙条項」と呼ばれる柔軟性である。この柔軟性とは、婚姻の際の夫婦の氏の決定、離婚の際の子の親権者・看護者・監護についての必要な事項の決定、離婚の際の財産分与の決定、扶養の順位・程度・方法の決定、協議離婚などの場面において、まず、当事者の協議による決定に委ねられ、協議ができない場合、家庭裁判所の調停・審理・判決によって決定されるとことを意味する。

この先取り性と柔軟性によって、家族法は急激に変化した戦後の日本社会と家族に適合することができ、半世紀にも渡って改正内容が量的、質的に小幅なものになっていた。しかし利谷は、先取り性は時間の経過により、また柔軟性は、理念を着実に実現する手段の形を抑制し、当事者の力関係の優劣や好ましくない慣習の浸透などが入り込む余地をもたらすことなどにより、現在、家族法の内包していた矛盾が表出化してきていると述べる(利谷 2006:6-14)。

同じく水野も、日本の民法の特徴である柔軟性もつ問題を以下のように述べている。

フランス民法の男女平等化と比較すると、日本民法ははるかに早い 1947 年の戦後改正の際に男女平等化されている。日本民法は、

なぜ世界に先駆けて平等化できたのだろうか。もとより日本国憲法がそれを求めたことが原因であるが、日本民法の条文が機械的な平等化を可能にするものであったからという理由も大きい。日本民法は、決定基準や決定権限を記載せず、内容を協議に委ねる白地規定にしておくからである。男女を平等にすると夫婦の意見が一致しなかったときの決定方法を書かなくてはならない。婚姻の際に称する氏を夫の氏にするか妻の氏にするかという決定であれ、共同親権行使で両親の方針が一致しなかった場合であれ、夫婦の意思が一致しない場合にどうするかという問題が、平等にすると即座に生じるはずである。民法の重要な存在意義のひとつは、それが家族間であれ他人間であれ、紛争が生じたときに民法の条文を適用すれば答えが出る基準を提供するところにある。決定権限の所在が書かれていなければ紛争解決の基準がないことになり、民法としての役割を果たせないという発想が、しかし日本法にはなかった。(水野 2014:113-4)

現行民法の特徴である柔軟性について、この柔軟性とは、協議に委ねる「白地規定」が多いことを意味していたが、これは、憲法の平等と自由を原則として、形式的には規定が平等であることから、「協議」によって問題を解決することができるというものである。またこの「協議」を用いることで家族の自由を脅かす国家の家族への介入も防ぐことができるとする⁴⁾。

しかし、家族内での意見が一致しない場合、果たして協議は平等を前提として行われるのであろうか。また家族の自由を尊重することで、基本的人権が守られないでいる弱者は存在しないのだろうか。この点について水野は「権利内容を明示しない白地規定は、権利の内容を協議に委ねており、それは強者の自己決定と弱者のあきらめを認証するものに堕しがちである」(水野 2014:123) とし、弱者が法の柔軟性によって生まれ、法により救わ

れないために完全な弱者になっていることを警告する。

例えば、協議に基づく合意が優先されることから、DV夫と離婚して平和に暮らしたいと望む妻は、金銭的請求や子の親権まですべてを放棄して、場合によっては暴力の被害者でありながら自ら金銭を提供してさえ離婚合意を得ようとする。児童虐待においてはさらに国家の介入を必要とする。しかし日本の民法は家族に介入しない条文構造になっており、「児童福祉法」の改正や「児童虐待の防止等に関する法律」によって対応しているが、司法インフラや行政インフラの不備ゆえに、必要な保護を保障することができていないし、民法や刑法のような体系的な法典と連絡のない個別法であるため、法としても弱い（水野 2014:123-4）。

そしてさらに、

基本的人権を尊重する憲法上の義務は、家庭内の暴力から被害者を救出する責務を国家に追わせるためにも働いたはずである。しかし国家からの自由と形式的平等という形で主張された日本国憲法による家族法に対する要請は、このような働きをもたなかった。形式的な自由と平等は、他人同士の間では守られるべき規範であり、治安維持法等の戦前の経験が教えるように、国家からの自由も大切な理念ではある。しかしそれだけが家族法に適用されたときには、法によって守られるべき弱者がむき出しの力関係の中に置かれることになる。自由と平等という憲法上の理念を直接に家族法へ適用することには、警戒が必要である。家族は、乳幼児を典型とする絶対的な弱者のケアと、そのケアを担う者の負担という構造を内包している。ケアと依存が密接に絡み合った家族関係に、自由と平等を形式的に適用することは、法による保護を否定することになりかねない。日本家族法の方向性を考えるときに憲法上の要請として働くべき理念は、自由と平等よりもむしろ基本的人権

の尊重であろう。（水野 2014:103）

と述べ、家族関係においては自由と平等以上に弱者の基本的人権が尊重されることが重要であると指摘している。ここで改めて我々が認識する必要があるのは、法という制度が存在する意味であろう。水野は家族法の意味を次のように述べる。

家族法は、家庭が子の幼い日々を守る温かい繭としての機能を果たせるように家庭を守る点に、重要な存在意義をもつものである。家庭内の弱者、つまり母と子を父に捨てられる危険から守り、父に扶養義務をつくさせるとともに、親権の濫用からも実効的に子を守れるものでなければならない。日本では、これらの機能を持たない家族法によって、家庭内の弱者は、無防備に、むきだしの力関係のまま放置されてきた。家族への国家介入が非常に必要とされている。もちろん国家介入においては、国家が必要な謙抑性を失い、抽象的な短い言葉の秩序を強制することによって、個人の領域まで不当に侵入してくる危険が伴う。現在の日本では、あまりにも被害が深刻であるために、この危険性を危惧するよりは実際に国家介入する必要性のほうがはるかに高い。とはいえ、司法インフラの不備ゆえに欧米法の司法による行政のチェックの仕組みを利用できない難問を抱えている日本でも、なんらかのチェック方法を工夫する必要があるだろう。そして本来は、また将来的には、国家介入は、民法や刑法の体系的な法に基づくものであるべきであろう。（水野 2014:125）

引用が続いたが、ここで我々は、この法学者が示す現在の家族法の弱点を認識する必要があるし、この家族の現実の厳しさは法によって変えることができるという、法学者の法という制度への信頼の強さを感じる取る必要がある⁵⁾。

(2) 家庭教育が成立する条件

以上のように、法律から家族を観察した結果から、我々は家庭教育について何を考えるべきなのだろうか。

水野が民法による国家の介入によって守るものとしているのは、家族員の現在の基本的人権であるが、家族員それぞれの基本的人権が守られることによって、弱者と家族全体の生活が守られることになる。そして生活を守るためには、家族法の権利義務の実効性を発揮させることが必要であり、家族の団体、集団としての規制の弱さを克服する必要がある。

ここで集団の意味を改めて確認すると、集団とは次にあげる五つの要件、すなわち、第一に共通の目標や関心、第二に一定の役割分化に基づく組織性、第三に成員の行動や関係を規制する規範、第四に統一的なわれわれ感情、第五に相互行為や社会関係の持続性と安定性、を備えているものであり、共同目標が存在することから社会関係よりも高次の社会体系であると言える（青井 397）。

水野は、家族にある権利義務関係を明確にし、権利義務の遂行を保障するために家族を集団としてみることの意義を主張するが、家族を集団としてとらえることは、権利義務の保障だけでなく、共同目標が設定され、また集団運営のための役割、規範、そしてわれわれ感情の存在を問うことが行われ、集団のメンバーは集団内での関係の安定性を得ることができる。この関係の安定性を確保することにより、日常的には、共同生活を営む者と考えられる家族の生活は成立し、また家族が伝える文化としての家庭教育の内容も見えてくるのではないか。

盛山が提示した、継承されるべき家庭文化がはっきりとしないという家族の現在、家庭教育が困難な理由を説明するものである。また水野が基本的人権を優先させるべきだと訴える家族内の弱者が法によって守られない状況は、教育を行うスタートラインにも立てていない状態の家族の存在を示している。家庭教育の在り方を議論する前

提として、家族関係をより安定させるために、家族を集団として見ることで、そしてその結果として、家族を法によって守り、家庭生活を成立させることから、家族は家庭教育として何を行いたいのか、教育として子どもに何を伝えるべきなのかが生み出されていくのではないだろうか。

近代的な学校教育制度は、教育機会の平等を前提としたうえで、個人の自由と選択を目標の一つとして、個人の能力形成を行ってきた。また学校教育が業績主義を基本理念として行ってきたことは、個人を家族や属性や過去から切り離し、子どもの教育を、純粹に個人の能力の伸長としてスタートさせることであった。言い換えれば、学校教育の場において家族のもつ文化の力を無力化するということがあったとも言えるのではないか。そして家庭教育は、基本的には学校と切り離されたところで独自に教育を展開できるかのように考えられてきた。しかし学校教育の拡大が進むことで、社会は家庭の文化を奪うという結果を生み出したのではないだろうか。

また、学校が伝えようとする文化は、社会の中から選びとられ、理想化され、観念的な要素をもつ文化である。それに対し家族は生活の場であり、家族の文化とは生活を基礎とし、具体的なものとして形成されると考えると、この二つの文化は当然同じものとは言えない。文化を伝達する教育が学校に限定されていくことになれば、現に今営まれている生活が生み出す文化は伝えられないことになる。その結果が、水野が述べていた、家庭内の弱者は無防備にむきだしの力関係のまま放置されてきた、という状態なのかもしれない。しかし本稿で述べたいのは、この結果は、学校だけによってもたらされたものではなく、家族や家族の生活を社会が積極的に守ってこなかったことにもよる。そしてそれを行うのは法律の役割でもあったということである。家庭教育をめぐる問題は確かに教育問題であるが、しかし教育は教育の世界内だけで成り立つものではないという当たり前のことを、ここで確認する必要があるだろう。

また、本稿では触れることがほとんどできなかったが、家族社会学では、貧困や格差問題、またDVや虐待といった家族をめぐる生じる問題の解決を探るという関心から出発して、核家族的関係には閉じない、新たな人々のつながりを、「家族のオルタナティブ」として探っている(牟田2009: i - v)。この牟田らが示す家族との向き合い方は本稿が示すものとは大きく異なるとも考えられるが、今後、なぜ「家族のオルタナティブ」という方向が支持されるのかという点について検討する必要がある。しかし、現在の家族を相対化する以前に、まだ行うことがあるのではないだろうか。家庭教育の重要性、また家族の持つ意味の重要性は誰もが否定するものではないが、家族はその脆弱性や複雑性を示し、その重要性のもたらす重みに対して声をあげている。この家族に対して行うことは、家族を社会が守るということである。今行うことは、重要な意味をもつ家族や家庭教育に対して、当たり前ことができていなかったことに気づくことであり、また、家族や家庭教育が重要だと言うのであれば、それができる仕組みをあきらめずに確実に作っていくことではないだろうか。

<注>

- 1) 改正の経緯について簡単に記しておく。改正教育基本法は、2000年の教育改革国民会議での報告、2003年の中央教育審議会の答申を経て、与党協議会での検討がされ、2006年4月に改正法案が国会に提出された。そして2006年12月15日に参議院で可決、同年12月22日に公布・施行された。新たに加わった条項には「家庭教育」の他に、「生涯学習の理念」、「大学」、「私立学校」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」、「教育振興基本計画」がある。
- 2) 改正教育基本法の第10条とは、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。 2

国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない」というものである。

- 3) 児童の権利条約における「法廷保護者は、児童の養育及び発達についての第一義的な責任を有する」の意味は、「国家の過度の介入から父母を保護する」、また「父母は、常に国家が介入してくれることを期待できない」と解されていることから、第10条で国家が家庭教育の目標をさだめることについては「児童の権利条約」の精神に反するとの見方もある(市川2009: 128-9)。
- 4) 国家の介入については、先に述べた教育基本法改正の家庭教育条項の新設の際も問題とされ、「家庭教育へ国が介入することにならないのか」という質問が国会でされている。また同じく国会での審議において、第10条の後半にある「家庭教育の自主性を尊重しつつ」の意味が尋ねられているが、いずれに対しても、国が家庭教育に対して積極的関与することは不適切であり、家庭で行われる教育内容、方法等については各家庭が決めるものであるという答弁がなされている(教育基本法研究会2007: 138-40)。
- 5) 水野によれば、例えば、離婚後の養育費・扶養費の不払いに対して、フランス法、ドイツ法、イタリア法は刑事罰をもって臨むが、これは、債権の履行の緊急性と債権者が弱者であることを考慮すると債権者が強制執行によって取り立てることでは不履行へのサンクションはとて不足していると判断からである。またフランス法においては、この200年の間に家族法は大きく変化しているが、家族を方が守らなければならないという姿勢は微動だにしておらず、現在のフランス法は、家族の自立性を認めると同時に裁判所の介入による保護とコントロールの強化を図るものになっている(水野2014: 112-20)。

<引用文献>

- 秋永雄一、1986a、「文化的再生産」日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』、東洋館出版社、773。
- 秋永雄一、1986b、「文化資本」日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』、東洋館出版社、770。
- 青井和夫、1986、「社会集団」日本教育社会学会編『新教育社会学辞典』、東洋館出版社、397-8。
- Brown, Phillip, 1997, *Cultural Capital and Social*

- Exclusion: Some Observations on Recent Trends in Education, Employment, and the Labour Market*, Brown, Phillip and others, (eds.), *Education: Culture, Economy, and Society* :Oxford University Press. (=2005, 稲永由紀訳「文化資本と社会的排除－教育・雇用・労働市場における最近の傾向に関するいくつかの考察－」住田正樹他編訳『教育社会学－第三のソリューション』九州大学出版会, 597-622.)
- Cummings, William K., 1980, *Education and Equality in Japan*:Princeton University Press. (=1981, 友田泰正訳『ニッポンの学校』サイマル出版会.)
- 広田照幸, 1999, 『日本人のしつけは衰退したか－「教育する家族」のゆくえ』講談社.
- 市川昭午, 2009, 『教育基本法改正論争史－改正で教育はどうなる』教育開発研究所.
- 春日井典子, 2009, 「生活選好とライフスタイルとしての家族」野々山久也編『論点ハンドブック家族社会学』世界思想社, 247-50.
- 教育基本法研究会編著, 田中壮一郎監修, 2007, 『逐条解説 教育基本法』第一法規.
- 耳塚寛明, 2007, 「小学校学力格差に挑む だれが学力を獲得するのか」『教育社会学研究』80:23-39.
- 水野紀子, 1998, 「団体としての家族」『ジュリスト』有斐閣, No.1126, 72-6.
- 水野紀子, 2014, 「日本家族法－フランス法の視点から－」早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法－基本法の比較法的考察－』, 99-134.
- 牟田和恵, 2009, 「家族のオルタナティブと新たな生の基盤を求めて」牟田和恵編『家族を超える社会学－新たな生の基盤を求めて』新曜社, i - vi.
- 野々山久也, 2007, 『現代家族のパラダイム革新－直系制家族・夫婦制家族から合意制家族へ－』東京大学出版会.
- 盛山和夫, 1998, 「家族と継承」蓮實重彦他著『東京大学公開講座 家族』東京大学出版会, 205-230.
- 利谷信義, 2005, 『家族の法 第2版』有斐閣.

